

芳賀中部上水道企業団人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免について

(1) 採用試験の実施状況

令和3年度に実施した次年度採用職員の競争試験は、以下のとおりです。

区 分	申込者数	第1次試験 受験者数(A)	第1次試験 合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 (A/B)
一般事務職	4人	4人	2人	1人	4倍

(2) 採用の状況

令和3年4月1日付けの採用者は、以下のとおりです。

区 分	試験採用	選考採用	再任用	転入	計
一般事務職	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 選考採用は、職務の特殊性等により競争試験が馴染まないため選考により採用された者です。

(3) 退職の状況（令和3年度）

区 分	定年退職	応募認定	普通退職	再任用満了	その他	転出	計
一般事務職	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) その他とは、分限免職や懲戒免職、死亡退職等の退職者のことです。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未 満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以 上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	1	1	1	2	3	5	0	0	2	0	15

2 職員数について

(1) 職員数の年度別推移

区 分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	H29年度 対比
減 員(人)	0	1	1	0	1	0	
増 員(人)	0	1	1	0	0	1	
差 引(人)	0	0	0	0	△ 1	1	
職員数(人)	15	15	15	15	14	15	0

(注) 各年度4月1日現在の職員数

(2) 職員数の増減と主な理由

区 分	R3年度	R4年度	増減数	主な増減理由
[条例定数]	[18]	[18]		
常 勤 職 員	14 人	15 人	1	・職員採用に伴う人員の増(1)
フルタイム会計 年度任用職員	2 人	1 人	△ 1	・常勤職員の増に伴う人員の減(△1)

(注) 各年度4月1日現在の職員数

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

区 分	総収益 A	総費用 B	純利益 A-B	人件費 C	人件費率 C/B	(参考) 前年度 人件費率
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(%)	(%)
R3年度	1,161,627	1,025,028	136,599	111,283	10.90	9.80

(注) 人件費には、給料、職員手当（児童手当除く。）のほかに、共済費などの法定福利費を含みます。

(2) 職員給与費の状況

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 E/A
		給 料 B	職員手当 C	期末・勤勉手当 D	計 E(B+C+D)	
R3年度	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
常勤職員	14	55,662	7,356	24,495	87,513	6,251
フルタイム会計 年度任用職員	2	3,982	228	699	4,909	2,455

(注) 1 職員手当には、児童手当及び退職手当を含みません。

2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般事務職	42.3 歳	338,320 円	381,492 円
会計年度任用職員	51.3 歳	165,900 円	173,400 円

(注) 1 平均給料月額とは、令和4年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給（令和4年4月1日現在）

区 分		芳賀中部上水道企業団	国
一般事務職	大学卒	171,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円

(5) 職員の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	事務技術職	職員数	構成比
	標準的な職務内容		
1級	主事補、主事	1人	6.7%
2級	主事	2人	13.3%
3級	主任主査、主査	4人	26.6%
4級	係長、主任主査	6人	40.0%
5級	事務局長補佐、係長	1人	6.7%
6級	事務局長、事務局長補佐	1人	6.7%
7級	事務局長	0人	0.0%
計		15人	100.0%

(6) 職員手当の状況（令和3年度実績）

① 期末手当・勤勉手当

区分	6月期			12月期		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	1.275 月分	0.950 月分	2.225 月分	1.275 月分	0.950 月分	2.225 月分
特定幹部職員	1.075 月分	1.150 月分	2.225 月分	1.075 月分	1.150 月分	2.225 月分
フルタイム会計 年度任用職員	1.275 月分	- 月分	1.275 月分	1.275 月分	- 月分	1.275 月分

② 退職手当

区分	支給率		その他加算措置	国の制度との異同
	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	同
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続30年	34.7355 月分	40.80375 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		

③特殊勤務手当

手当の種類	業務内容	支給単価	支給実績
水道技術管理者手当	水道法第19条に基づき水道技術管理者に任命された職員	2,000円/月	24,000 円
危険手当	塩素取扱、夜間現場作業	500円/日	0 円
水害防止・復旧手当	水害等災害防止、復旧作業	500円/日	0 円

④時間外勤務手当

区分	支給実績	1人当たり平均支給年額
常勤職員	2,044,797 円	146,057 円
フルタイム会計 年度任用職員	5,328 円	2,664 円

⑤その他の手当

手当名	内容	単価	支給実績	1人当たり平均 支給年額
扶養手当	配偶者	6,500 円	3,642,000 円	331,091 円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000 円		
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500 円		
	満60歳以上の父母及び祖父母	6,500 円		
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500 円		
	重度心身障害者	6,500 円		
	特定期間加算額	5,000 円		
住居手当	借家の場合（家賃16,000円超の場合）	最高28,000 円	208,000 円	208,000 円
通勤手当	自家用車等 (距離区分により)	3,000 円 ～16,500 円	1,098,000 円	68,625 円
管理職手当	事務局長	56,000 円	661,920 円	661,920 円
管理職員特別勤務手当	事務局長（勤務1回につき）	6,000 円	0 円	0 円

(7) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	支 給 額（年額）
企 業 長	35,000 円
副 企 業 長	30,000 円
議 長	30,000 円
副 議 長	25,000 円
議 員	22,000 円

4 職員の勤務時間、勤務条件等の状況

(1) 勤務時間及び休日（令和4年4月1日現在）

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 日	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
週 休 日	日曜日及び土曜日

(2) 休暇（令和4年4月1日現在）

区 分	内 容
年次休暇	・1の年度において20日 ・年度の途中で採用された者は、採用月に応じて付与
病気休暇	・疾病又は負傷で療養の必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・連続して90日まで（規程で定める場合を除く）
特別休暇	・選挙の行使、結婚、出産、交通機関の事故等、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 ・規程で定められた日数又は期間

・特別休暇

区 分	期 間
1 選挙権等公民権の行使	必要と認められる期間
2 国会、裁判所等への出頭	必要と認められる期間
3 骨髄若しくは抹消血幹細胞移植のため抹消血幹細胞の提供	必要と認められる期間
4 社会貢献活動	1の年度において5日の範囲内の期間
5 結婚休暇	連続する5日の範囲内
6 生理休暇	2日を超えない範囲内の期間
6の2 不妊治療	1の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては10日）の範囲内の期間
7 妊産婦の健康診査等	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回とし、必要と認められる期間
8 妊娠障害休暇	必要と認められる期間
9 妊婦の休息又は捕食休暇	当該職員が適宜休息し、又は捕食するために必要な時間
10 妊婦の通勤緩和	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
11 産前休暇	6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性職員が申し出た期間
12 産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
13 育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員で、1日2回各30分以内又は1日1回60分以内の期間
14 配偶者出産休暇	妻の出産に係る入院等の日から出産後2週間を経過する期間内における2日
15 育児参加休暇	出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のため、出産予定日の6週間前から出産後8週間の期間において5日の範囲内の期間
16 子の看護休暇	小学校就学前の子の看護のため1の年度において5日の範囲内の期間
17 要介護者の介護	1の年度において5日の範囲内の期間
18 忌引	親族に応じ、1～7日の範囲内の期間
19 父母の法用	父母の死後15年以内で、1日の範囲内の期間
20 夏季休暇	7月から9月までの期間内において、6日の範囲内
21 地震、水害、火災等	7日の範囲内の期間
22 地震、水害、火災等による出勤困難	必要と認められる期間
23 地震、水害、火災等による危険回避	必要と認められる期間

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者（令和3年度）

免職	降任	休職	降給	計
0人	0人	0人	0人	0人

(注) 分限処分とは、勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり、その職に必要な適格性を欠く場合、公務能率の維持維持向上を目的としてその職員の意に反して行う処分です。

(2) 懲戒処分の状況（令和3年度）

戒告	減給	停職	免職	計
0人	0人	0人	0人	0人

(注) 懲戒処分は法令違反した場合など一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

6 職員のサービスの状況

(1) 年次休暇の取得状況（令和3年度）

区分	対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数
常勤職員	14人	540日	194日	13.8日
フルタイム会計 年度任用職員	2人	31日	22日	10.8日

(注) 対象職員数は、退職者、育児休業者及び休職者を除く人数です。

(2) 育児休業の状況（令和3年度）

① 育児休業・部分休業の取得状況

区分	継続して取得している職員		令和3年度中に取得可能となった職員			令和3年度 育児休業 取得率
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	
男性職員	0人	0人	1人	0人	0人	0.0%
女性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
合計	0人	0人	1人	0人	0人	0.0%

②育児休業の承認期間の状況（令和3年度新規取得者）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間				
		6月以下	6月～1年以下	1年～1年6月以下	1年6月～2年以下	2年～
男性職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女性職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合 計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

7 職員の研修の状況

(1)職員研修の実施状況（令和3年度）

研修実施機関等	研修項目	受講者数
芳賀地区広域行政事務組合	2 研修	3 人
日本水道協会	- 研修	- 人
全国水道企業団協議会	- 研修	- 人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（令和3年度）

内 容	実施機関	実施場所	対象者
定期健康診断	栃木県保健衛生事業団	芳賀町保健センター	3 人
人間ドック	県内各医療機関	県内各医療機関	11 人
インフルエンザ予防接種	町内医療機関	町内医療機関	14 人

(2) 公務災害・通勤災害の認定状況（令和3年度）

区 分	公務災害	通勤災害	合 計
令和3年度	0 件	0 件	0 件

(3) 福利厚生事業の実施状況

職員の年金制度及び健康保険制度は、栃木県市町村職員共済組合で行っています。

その他の福利厚生事業は、芳賀中部上水道企業団職員互助会で行っています。

①栃木県市町村職員共済組合について

区 分	概 要
短期給付事業	職員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業等に対して必要な給付を行う。
長期給付事業	組合員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
福 祉 事 業	健康診断などの健康増進事業、保養施設の運営、住宅資金等の貸付けなどを行う。

②芳賀中部上水道企業団職員互助会（令和3年度）

職員会費	公費負担金	公費負担金 決 算 額	会員数	会員1人当たり 公 費 負 担 額
500 円/月	0 円	0 円	18 人	0 円

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

事案なし

(5) 不利益な処分に関する不服申立ての状況

事案なし